

シーサイドラインの新型コロナウイルス感染症予防に関する対策について (令和3年1月12日現在)

シーサイドラインでは、新型コロナウイルスに関連する感染症予防に関し、次の対策に取り組んでおります。

お客様におかれましても、当社の感染症予防対策にご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 運行について

- 金曜日ダイヤを除き通常通り運行しています。
なお、政府、行政機関の要請によりダイヤの変更等が生じる場合がございます。
- 当面の間、金曜日ダイヤを変更し、月曜日から金曜日の平日は同じダイヤで運行しています。

2. シーサイドラインをご利用されるお客様の感染症予防対策

- [シーサイドラインの全車両・全駅の駅務機器に抗ウイルス・抗菌加工を実施](#)
- 駅構内の設備に対する除菌洗剤を用いた清掃実施
- 車両内の手すりやつり革の定期消毒（抗菌加工効果継続）の実施
- 車内換気の呼びかけ放送および係員による車両窓開けの実施
※出庫時から全車両2箇所の窓開けをしていますが天候等により窓を閉める場合もございますのでご了承願います。
- トイレ内ハンドドライヤーの使用休止
- 当社ホームページ、駅ポスター、駅構内・車内放送等によるお客様へのご案内
- 当社主催のイベントの延期または中止
- [混雑する時間帯を避けてご利用いただくためのご案内（混雑状況）](#)

3. 従業員の感染症予防対策

- マスクの着用
- 手洗い、うがい、咳エチケットの徹底と消毒液の活用
- 健康管理（入社時の検温・体調管理等）の徹底
- 駅係員等の時差出勤の実施、その他社員のフレックスタイムの実施
- 不要不急な出張・会議等の自粛
- 全社員に携行型消毒液の配布と活用
- 執務室の定期的な換気の実施
- 在宅勤務(テレワーク)の実施

4. その他

- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）を活用し、社内における感染予防対策を実施しています。

緊急事態宣言に伴う不要不急の外出・移動の自粛について

国土交通省から新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。

現在、緊急事態宣言が発出されております。不要不急の外出・移動、特に20時以降の不要不急の外出については、感染症のまん延防止の観点から控えていただきますよう、お願いいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社横浜シーサイドライン総務課

電話番号045-787-7002（平日 9時00分～17時20分）